

本人確認書類について

押印の廃止に伴い、申告内容の真正性を担保するため、「現所有者申告書」提出の際には、申告者の本人確認を行うことから、次の「本人確認書類」を提示いただきます。

郵送で申告を行う場合には、本人確認書類の写しの添付が必要になります。

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

1 「本人確認書類」一覧

	1点の提示で足りるもの	2点以上の提示が必要なもの (②+②、②+③)
本人確認書類等の種類	①写真付き <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 船員手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 無線従事者免許証 ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 宅地建物取引士証 ・ 電気工事士免状 ・ 療育手帳 ・ その他、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書で、写真を貼り付けたもの 等 	②写真なし <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険被保険者証又は健康保険日雇特例被保険者手帳 ・ 資格確認書（国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療・共済組合等） ・ 国民年金手帳 ・ その他、市長が上記の書類に準ずるものとして適当と認める書類 等
		③その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生証 ・ 法人が発行した身分証明書 ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き） ・ その他、市長が上記の書類に準ずるものとして適当と認める書類 等

2 本庁資産税課及び税務事務所、支所等の窓口で申告を行う場合について

窓口等で直接申告書を提出する場合は、上記「本人確認書類」を確認させていただきます。

3 郵送申告での「本人確認書類」について

郵送により「現所有者申告書」を提出される場合は、上記「本人確認書類」のうち、①又は②を対象とし、(②の場合、2点以上の提示が必要)必ず「住所」の記載のあるもののコピーを添付してください。

また、結婚などにより記載事項が変更になった場合は、そのことがわかる部分（氏名、住所等を変更した運転免許証の裏面等）のコピーも添付してください。